

平成22年11月25日

個人所得課税(個人住民税)

【資料】

個人住民税の諸控除の見直し

住民税の諸控除については、「今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます」(H22年度税制改正大綱)との方針を踏まえるとともに、「地域社会の会費」という住民税の基本的性格や地域主権改革の観点も勘案し、以下のとおり見直してはどうか。

- 住民税の所得控除については、控除項目・金額ともに所得税の範囲内としてきたところであり、所得税において成年扶養控除、配偶者控除を見直す場合には、住民税についても同様に見直すべきではないか。

※所得税の給与所得控除や退職所得金額の計算方法の見直しは、住民税には原則、自動影響。

- 政策誘導的な色彩が強いとされる生命保険料控除や地震保険料控除^(注)については、住民税の「地域社会の会費」的性格や、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等については可能な限り廃止すべきであるとの観点を踏まえ、廃止してはどうか。

- 退職所得に係る住民税額の10%を税額控除する仕組みについては、次の理由から、廃止してはどうか。
 - S42.1に「当分の間」の措置として導入したにもかかわらず、約40年以上も経過。
 - 過去10年間の定期預金金利(期間1年以上2年未満)は平均0.17%と、長期間、ほぼゼロ金利。
 - 退職所得の現年課税化以後に現年課税化された利子、上場株式等の配当・譲渡益には、税額控除は講じられていない。

(注) 平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料について、経過措置として適用が認められている損害保険料控除を含む。

生命保険料控除・地震保険料控除の概要

控除名	減収額	適用数	1人当たり平均減税額<年額>	控除の趣旨
生命保険料控除 (S37年度～)	1,633億円	4,183万人	約4,000円	長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るため、支払った生命保険料の一定額を所得から控除（最大7万円）
地震保険料控除 (H20年度～)	102億円	1,046万人	約1,000円	地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全促進等のため、支払った地震保険料の金額の2分の1を所得から控除（最大2.5万円）

※ 減収額・適用数は平成21年度課税ベース。

(参考) 生命保険料控除・地震保険料控除による個人住民税・所得税の軽減状況

世帯構成	減税効果額			
	住民税		(参考)所得税	
	生命保険料控除	地震保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除
給与所得者(給与収入500万円)、 控除対象配偶者、子(小学生)の場合	7,000円	2,500円	12,000円	5,000円
給与所得者(給与収入700万円)、 控除対象配偶者、子(小学生)の場合	7,000円	2,500円	24,000円	10,000円

※ 平成22年度税制改正による扶養控除の見直し及び生命保険料控除の改組が施行されたものとして計算。

※ 生命保険料控除及び地震保険料控除は適用限度額(生命保険料控除:所得税12万円、住民税7万円、地震保険料控除:所得税5万円、住民税2.5万円)まで控除の適用を受けたものとして計算。

個人住民税の基本的性格に関する視点

○平成22年度税制改正大綱(抄) (平成21年12月 税制調査会)

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

○抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄) (平成19年11月 税制調査会)

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) (平成17年6月21日 税制調査会基礎問題小委員会)

特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

地域主権改革に関する視点

○租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について(抄)

＜平成22年11月8日 民主党税制改正PT＞

3. 政府に見直しを求める事項

なお、地方税については、一部を除き特記していないが、地域主権改革の視点から、国が地方の税収を一方的に減収せしめる特例措置は、可能な限り行わないような方向で見直しを求める。

○地域主権改革税制～住民自治の確立に向けて～(総務大臣 片山善博からの提案)(抄)

＜平成22年11月19日 政府税制調査会提出資料＞

平成23年度税制改正においては、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等は可能な限り廃止する方向で、徹底した見直しを行う。

退職所得に係る個人住民税の課税状況

1 退職所得に係る住民税の負担状況

	定年退職 (勤続38年と仮定)	勤続25年
平均退職金額	2,554万円	1,412万円
住民税所得割額 (10%税額控除前)	24.7万円	13.1万円
10%税額控除	2.5万円	1.3万円
住民税所得割額(納税額)	22.2万円	11.8万円

平均退職金額に占める
割合は0.1%程度

- ※ 平均退職金額は平成21年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)より
- ※ 住民税の額は都道府県分、市区町村分合計

2 退職所得に係る住民税額の推移

	平成11年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
納税者数	423,430人	469,957人	406,192人	361,343人	389,874人	379,038人
税 額	1,468億円	1,539億円	1,343億円	1,202億円	1,410億円	1,354億円

- ※ 住民税の額は都道府県分、市区町村分合計
- ※ 市町村税課税状況等の調(都道府県分の税額については市区町村分より推計)

参 考 资 料

個人住民税の課題（諸控除関係）

<平成22年度税制改正大綱[控除関係抜粋]>

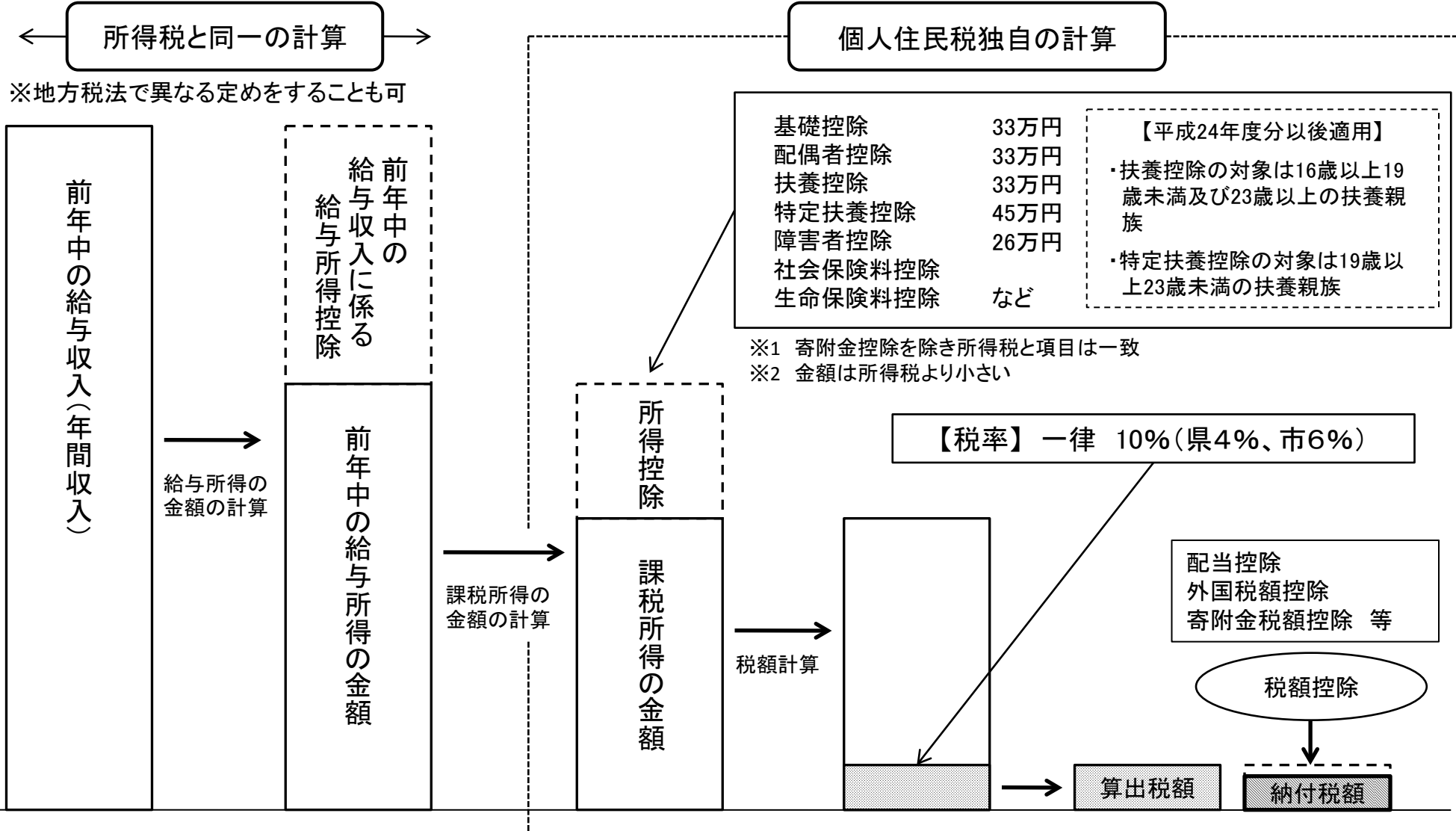
- ・ 個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。
- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

<議論の中間的な整理(税調・専門家委員会)[控除関係抜粋]>

- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めることが必要。その際、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得控除の額は所得税より低い額となっていることに留意が必要。
- ・ 個人住民税の税額控除については、主として課税技術上の控除が中心で、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、政策的な控除は極めて限定的。

個人住民税所得割額計算のフローチャート

(給与所得の算出は所得税と共通)



個人住民税の性格

○平成22年度税制改正大綱(抄)

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

税率構造

所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで応益性が明確化

所得控除

所得税の控除額よりも低く設定 (なお、所得税で講じられた所得控除が住民税では講じられなかった例あり)

所得控除の例	個人住民税	所得税
基礎控除、配偶者控除、扶養控除	33万円	38万円
生命保険料控除※	最高7万円	最高12万円

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

税額控除

課税技術上の控除が中心で、政策的控除は極めて限定的

税額控除の例	趣旨
配当控除、外国税額控除	二重課税の調整といった課税技術上の控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅ローン控除を補完する控除(減収は国で補てん)

※ 所得税における政策的税額控除(既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除、試験研究を行った場合の特別控除等)は個人住民税では設けられていない。

人的控除の概要(個人住民税)

- 納税者の世帯構成や障害など、担税力に影響を与える人的要因に配慮するための控除
- 個人住民税の所得控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格(応益的な性格)から、所得税の控除額よりも低く設定
- 例えば、平成11年の所得税において講じられた年少扶養控除加算は、個人住民税では講じられなかった等、控除項目についても抑制的

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額			本人の所得要件	
			【現行】	(参考) 所得税	24年度～		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度	・本人	33万円	38万円	—	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	—
		老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	昭和56年度	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円	—
			昭和58年度	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】
	配偶者特別控除	昭和63年度	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	扶養控除	昭和37年度	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者			—
		一般の扶養親族	昭和37年度	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【24年度～:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円	—
		特定扶養親族	平成2年度	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【24年度～:19歳以上23歳未満に縮減】	45万円	63万円	—
		老人扶養親族 (同居特別障害者加算) (同居老親等加算)	昭和48年度	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	—
			昭和58年度	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】
昭和55年度	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	—			
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	—	
		(特別障害者控除)	昭和43年度	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	—
		(同居特別障害者控除)	平成24年度	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円(所得税:75万円) 【新設】
	寡婦控除	昭和37年度	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下	
		(特別寡婦加算)	平成2年度	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
		寡夫控除	昭和57年度	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
勤労学生控除	昭和37年度	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概 要	控除額の計算方法(所得税との比較)
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	所得税と同じ
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	所得税と同じ
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	所得税と同じ
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除	控除額 7万円(最大) [<所得税>控除額 12万円(最大)]
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	控除額 2.5万円(最大) [<所得税>控除額 5万円(最大)]

社会保険等やむを得ない支出等による
担税力の減殺に
配慮する控除

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

※ 平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約に係る保険料については、損害保険料控除(控除額1万円(最大))の適用が経過措置として認められている。

個人住民税の税額控除

○ 個人住民税の税額控除は、課税技術上の控除が中心であり、政策的控除は極めて限定的

税額控除名	趣旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
税源移譲に伴う 住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（ 地方団体の受益の範囲内 ）
住宅借入金等特別税額控除	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を控除 ※平成22年度から適用。 減収は国で補てん

主として課税技術上の控除

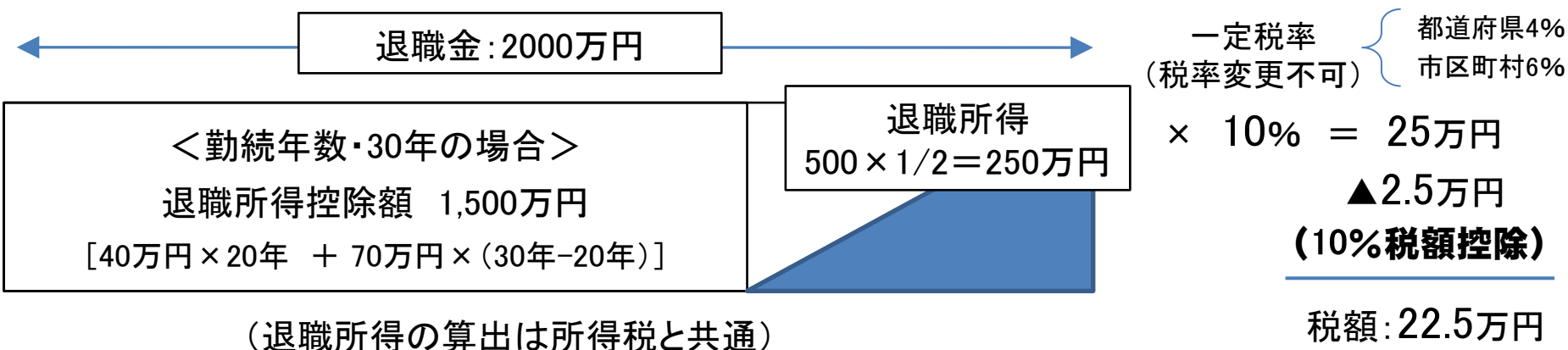
(参考) 所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

所得税の政策的税額控除は、個人住民税には設けられていない。

退職所得に係る個人住民税の課税方式

他の所得と区分して、次により源泉分離課税(現年課税) <S41年度税制改正・S42.1~導入>



【住民税独自の10%税額控除の導入理由(現年課税化時に導入)】 減収額: ▲150億円程度 (H20年度)

現年課税化による1年早い徴収により、税額相当に係る運用益が失われること等を理由に当分の間の措置として導入。

「10%」は、導入当時の金利水準を考慮して決定されたもの。

(参考)

1年以上2年未満の定期預金平均金利・H12.4~H22.3平均: 0.17%

1年もの定期預金金利・S31.4~S41.3平均 : 5.75%

(出典) 1年以上2年未満の定期預金平均金利は「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」(日本銀行)、1年もの定期預金金利は「銀行局金融年報」(大蔵省)

(注) 退職所得の計算は所得税・住民税共通であるため、所得税における退職所得1/2課税の見直し等は、住民税には自動影響。